

【論文の要旨】

原 花乃

「子どもが「親」に求めるもの—特別養子縁組当事者の語りから」

特別養子縁組とは、経済的な理由や虐待など様々な理由で、産みの親が育てられない子どもを新しい家族に託し、安定した家庭で育てることを目的にした制度である。普通養子縁組とは異なり、特別養子縁組では養子となる者とその実方親族の関係が断絶すること、離縁できる場合が制限されていることから、その成立には子の利益の観点からより高度な必要性と合理性が求められ、一定の要保護性があることに加えて、子の利益のために特に必要がある旨が定められている。

2016年に児童福祉法が改正され、子どもが適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、そのためにも家庭養育の推進が国や地方公共団体の責務であることを明確にした。そして、実親がどうしても育てることのできない場合は、子どものパーマネンシー保障（継続的かつ安定的な養育者と養育環境の保障）の観点から、「特別養子縁組」を推進する方向性がはっきりと打ち出され、今後、特別養子縁組はより成立件数が増えることが予想される。しかし、養親には年齢などの具体的な要件が課されているが、親子関係を断絶される実親の養育意思および養育能力に関する判断の在り方については、その判断要素・判断基準時等が不明瞭である。それは、何が子どものためと考えられているのか、子の福祉の概念の曖昧さ故である。そのため、特別養子縁組は、養子となる者との法的関係を断絶したいと願う実親のための縁組、子に恵まれない親希望者のための縁組になりかねない。

本論文では、特別養子縁組が成立し、養親に迎えられた子どもたちは、特別養子縁組についてどう考えているのだろうかという問いをたて、特別養子5名、子育て中の養親2名に聞き取り調査を行った。養子たちは年代ごとに、誰を「親」と思っているのか、また「親」に何を求めているのか変化していることがわかる。養親に対しては、一般的な親の役割に加え、真実告知を行うこと、試し行動の相手となること、ルーツ探しのサポートをすることを求めている。一方で、実親には何も求めていなかった。しかし、実親の情報や自身が養子になった経緯は、アイデンティティを築き、人生を前に進めるために必要であった。

子どもは「親」にたくさんのことを求めている。そして、自身が何者であるか、の大部分を親が構成している。しかし、大人になるにつれて、自分自身で選択をし、何者になりたいかを描いていかななくてはならない。自分で選ぶことの出来なかった生い立ちを自分の人生の一部として受け入れ、続く人生を自分の手で進めていけるようになるには、どのような形であれ「親」が必要なのだ。